

消費税の2重取りを許さず、税制・税務行政をただす

今西税金裁判初公判に80名の参加!!



今西さん「4月9日は多くの方の参加ありがとうございました。たいへん勇気づけられました。また、ご参加いただきながら、法廷に入れなかったみなさん、申し訳ありませんでした。次回は、京都地裁の中で一番大きい101号法廷です。みなさん、傍聴の参加をお願いします。」

次回第2回公判は 6月2日(水)

午前10時30分～

京都地裁101号法廷です

消費税の2重取りを許さず
税制・税務行政をただす京都山科の会

事務局：京都府山科民主商工会

〒607-8346 京都市山科区西野山階町 11-17

TEL 592-5858 / FAX 502-3246

2004年5月7日発行

四月九日(金)午後一時一〇分より、消費税の二重取りを許さず、税制・税務行政をただす今西税金裁判第一回公判が京都地方裁判所二〇三号法廷にて行われ、八〇名をこえる傍聴者が激励にかけつけ、四〇名の傍聴席からあふれる状況となり、入れなかつた参加者は廊下にて公判を見守りました。

公判では、冒頭、弁護士を代表して黒澤誠司弁護士が意見陳述を行い「本件訴訟は、消費税の恣意(しい)的解釈により消費税の二重取りをおこなない続けてきた税務行政をただす重要な意味を有する裁判である」と訴訟の意義を訴えました。

次に、原告の今西和政さんより意見陳述をおこないました。「私は親亡き後若くして後を継ぎ、必死になって働いてきました。そんなある日、突然やってきた二人の税務署員は、立会人を理由に、(ここにも)つてきてありますが(毎日必死になってつけている帳簿書類を見ずに帰り、裁量権をもって消費税の二重取りの処分をしてきました。家族と地域社会の幸せを願い、多くの人たちとまちづくりに参加し、平和な国であってほしいと必死になって納税しているにもかかわらず、戦争をすすめるようにしている人たちは、自由にモノがいえないように、モノを言った人間にこのような処分をしてきました。」と訴え、納税者の権利憲章と民主的な税務行政を求める陳述をおこないました。

公判終了後、弁護士会館に移り、支援する会がまとめ報告と引き続き支援を訴え大河原弁護士事務所局長より「次回は一〇一号法廷を取りました。傍聴席九〇席をいっぱいにしていきますよ。」とお互いに決意を固めあい、報告会終了後には、今西さん宅に弁護団の方も集まり現場検証も行いました。



4月9日初公判の後、報告会で、あいさつをおこなう原告の今西さん(中央)